

鳥取市補助金カルテ

NO.	005	担当課	財産経営課	外線	0857-30-8652
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	宇倍野財産区管理会遠距離等通学費（市立小・中学生）補助金交付要綱				
概要	遠距離等の要因により、バスにより通学する鳥取市立小学校の児童又は鳥取市立中学校の生徒（国府町在住者）の保護者に対し、通学費用を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例第3条第1項				
創設年度	S25	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	-				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	一般管理費	
歳出事業名	一般管理事務費（国府）					
R 8 予算	58千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	対象児童・生徒数 5人 58千円			R 7 (見込)	0	0
				R 6	14	78
				R 5	34	101
				R 4	38	122
補助率・補助額	保護者負担額の30%相当			上限額	設定なし	
特定財源	その他（利用料、地元負担金、寄附金など）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	対象地域からバス通学する児童生徒（国府町在住）の保護者
対象経費	バス通学定期代
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	通学用バス定期券引換券で購入を確認

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	×
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-9 保護者の負担軽減を目的とした補助であるため
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	006	担当課	財産経営課	外線	0857-30-8652
適合性判定	適切	予算措置	令和８年度 当初予算		
補助金名	宇倍野財産区管理会通学費（高校生等）補助金交付要綱				
概要	バスにより通学する鳥取市内の高等学校等の生徒又は児童（国府町在住者）の保護者に対し、通学費を補助。				

補助金区分	個人に対する補助
-------	----------

根拠法令	鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例第3条第1項
------	------------------------------

創設年度	S25	終期	R10年度末で効果検証
------	-----	----	-------------

効果目標	-
検証結果	-

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	一般管理費	
歳出事業名	一般管理事務費（国府）					
R 8 予算	475千円					
R 8 予算 積算根拠	対象児童・生徒 27人 475千円					
				過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 7 (見込)	40	243
				R 6	38	238
				R 5	41	198
				R 4	21	102
補助率・補助額		保護者負担額の20%（小中学生は30%）		上限額		設定なし
特定財源	その他（利用料、地元負担金、寄附金など）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	バス通学する鳥取市内の高等学校等の生徒又は児童（国府町在住者）の保護者
対象経費	バス定期券代
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する
実績確認	通学用バス定期券引換券で購入を確認

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	×
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-9 保護者の負担軽減を目的とした補助であるため
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	007	担当課	財産経営課	外線	0858-88-0211
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市財産区福祉増進事業補助金				
概要	財産区内において公共的な事業を行う町内会（部落）がその集落内にある公民館等の共同利用施設を修繕する場合に補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例第3条第1項				
創設年度	R1	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	補助事業を実施した施設の利用頻度等				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	一般管理費	
歳出事業名	一般管理事務費（佐治町尾際）					
R 8 予算	480千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	施設修繕（尾際生活改善センター） LED交換修繕16台、畳敷き 替え16枚 480千円 ※総額940,720円の内			R 7 (見込)	0	0
				R 6	1	300
				R 5	0	0
				R 4	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	その他（利用料、地元負担金、寄附金など）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	尾際部落
交付要件	鳥取市財産区の管理及び処分に関する条例（別表第4条関係）に規定する財産区の区内において公共的な事業を行う町内会
対象経費	修繕費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する
実績確認	実施状況写真、領収書を実績報告書に添付して提出

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5_当該財産区の前年度決算繰越額を補助金の上限としているため補助率2分の1を超過している
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	008	担当課	財産経営課	外線	0857-30-8652
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	宇倍野財産区管理会校外活動費補助金交付要綱				
概要	国府町内の市立小中学校が行う修学旅行及び校外教育活動におけるバス等の借上げ経費の補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例第3条第1項				
創設年度	R06	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	-				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	一般管理費															
歳出事業名	一般管理事務費（国府）																			
R 8 予算	230千円																			
R 8 予算 積算根拠	修学旅行及び校外教育活動に参加した児童生徒に対し1, 0 0 0円を上限として交付				<table border="1"> <thead> <tr> <th>過去実績</th> <th>件数</th> <th>決算額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 7 (見込)</td> <td>3</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>R 6</td> <td>3</td> <td>233</td> </tr> <tr> <td>R 5</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	過去実績	件数	決算額 (千円)	R 7 (見込)	3	225	R 6	3	233	R 5	0	0	R 4	0	0
過去実績	件数	決算額 (千円)																		
R 7 (見込)	3	225																		
R 6	3	233																		
R 5	0	0																		
R 4	0	0																		
補助率・補助額	各事業ごとに上限1, 000円				上限額	2千円														
特定財源	その他（利用料、地元負担金、寄附金など）																			

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	国府町内の市立小中学校
交付要件	国府町内の市立小中学校が行う修学旅行及び校外教育活動とする
対象経費	修学旅行又は校外教育活動におけるバス等の借上げにかかる交通費（鉄道賃、船賃又は航空賃は除く）
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	事業の通知、写真、領収書等の写し

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	×
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	×
			不適合の数	2
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-9 保護者の負担軽減を目的にした補助であるため
公益性	-
公平性	4-3 学校を通じて事業の目的や内容を周知している

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-